

事務連絡

昭和五十一年九月十四日

労働省労働基準局補償課 医療班長

各都道府県労働基準局労災主務課長殿

全国労災職業病対策実行委員会の要請について

昭和五十一年九月十三日、標記団体から「頸肩腕症候群」（昭和五十年二月五日付基発第59号）の通達のうち、「三カ月でその症状は消退する……」の解釈については再三の要請にもかかわらず監督署まで周知されていないとの要請があり、昨年十月十四日付、本年六月十四日付の医療班長事務連絡（別添）を提示してありますので御了知願います。